

## 富士市の救急医療を守り抜く条例

（令和 8 年 2 月 2 7 日）  
（ 条 例 第 2 号 ）

私たちが暮らす富士市にとって、市民の命と健康はかけがえのない宝であり、地域社会の持続的な発展に欠かせないものです。

急病、事故等により突然命に関わる事態に直面した市民が迅速かつ適切に医療を受けることができる環境を整えることは、全ての市民の命を守るための基本的な施策です。

しかしながら、かつては救急搬送困難事案が大きな課題となり、医療機関その他の関係団体の努力により改善の兆しが見えるものの、常に市民が安心して救急医療を受けることができる状態にまでは至っておりません。

市民が安心して救急医療を受けることができる体制を安定したものにしていくためには、医療に関わる者の努力はもとより、市民一人ひとりが救急医療の重要性を理解し、救急医療を適正に利用し、及び救命活動に協力することにより市、市民、医療機関等が一体となって支えていくことが求められます。

ここに、全ての市民が救急医療の意義を共有し、救急医療が健やかな生活の礎となることを願い、この条例を制定します。

### （目的）

第 1 条 この条例は、本市における救急医療体制の充実を図り、市民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とします。

### （基本理念）

第 2 条 この条例は、市民が安心して迅速かつ適切に救急医療を受けることができる体制（以下「良好な救急医療体制」という。）を構築し、市、市民、医療機関等が一体となって、これを守り抜くことを基本理念とします。

### （市の役割）

第 3 条 市は、休日及び夜間も含めて良好な救急医療体制を確保するため、静岡県保健医療計画（医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 3 0 条の 4 第 1 項の規定に基づき静岡県が策定する医療計画をいう。）に基づき、次に掲げる施策を講ずるものとします。

- （1）市民、救急医療機関、静岡県その他関係団体と救急医療に関する連携体制を整備すること。
- （2）良好な救急医療体制の整備に関する施策を推進すること。
- （3）医療人材の確保及び育成支援を行うこと。

(4) 市民に対して救急医療に関する講習会等を開催することにより、救急医療の適正な利用を促すこと。

(5) 救急医療に関する情報を積極的に公開し、救急医療に対する市民の理解を深めること。

(市民等の役割)

第4条 市民等（市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業活動を行う法人その他の団体をいいます。）は、良好な救急医療体制を維持するため、次に掲げる事項に努めるものとします。

(1) 救急医療に関する知識を習得し、救急医療体制、救命活動等に対する理解を深めること。

(2) 救急医療に対する正しい理解に基づき、緊急時における適切な救命活動等を行うこと。

(救急医療機関の役割)

第5条 救急医療機関は、救急医療の維持及び推進を図るため、次に掲げる事項に努めるものとします。

(1) 緊急に医療を必要とする市民等に対し、迅速かつ適切に医療を提供すること。

(2) 関係機関との連携により、円滑な受け入れ体制を構築すること。

(3) 熱中症患者が増加する時期、インフルエンザが流行する時期その他の救急患者が増加する時期においても、安定して救急医療を提供できるよう備えること。

(富士市立中央病院の役割)

第6条 病院事業管理者は、より高度な救急医療を担う富士市立中央病院の救急医療体制を強化するため、次の措置を講ずるものとします。

(1) 医師派遣大学等との連携を強化し、救急専門医をはじめとする医師の確保に努めること。

(2) 救急医療に従事する看護師、救急救命士等の人材の確保及び育成を推進すること。

(3) 断らない救急を目指し、受け入れ体制の強化及び対応力の向上を図ること。

(4) 大規模な災害、感染症のまん延その他の非常事態が発生した場合でも、継続して救急医療を提供できるよう備えること。

(議会の役割)

第7条 市議会は、市民の代表者である議員により構成される機関として、次の事項に取り組むものとします。

(1) 市民に対して救急医療の現状、課題等について積極的に説明するとともに、市民の意見を把握すること。

(2) 最新の医療技術及び救急医療体制に関し、情報を収集し、及び研究することにより、効果的

な政策の形成を支援すること。

(連絡調整会議の設置)

第8条 市長は、良好な救急医療体制を維持するため、関係機関で構成する連絡調整会議を置きます。

(救急医療の評価)

第9条 市長は、救急医療の提供の状況及び効果を毎年評価するとともに、評価の結果に応じて必要な措置を講ずるものとします。

2 市長は、前項の規定による評価の実施に当たり、前条の連絡調整会議の意見を尊重するものとします。

(財政上の措置)

第10条 市は、この条例の目的達成のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は別に定めます。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行します。